

アイカ ICa シルバー定期

おトク!

を使って

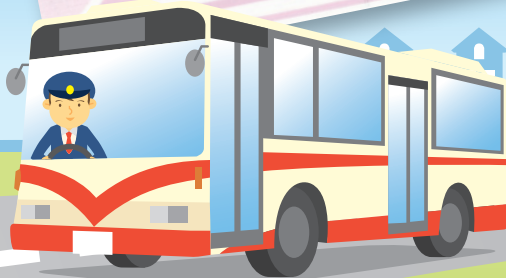
バス・電車 に乗ろう!

安心!



金沢市では **70歳以上の
運転免許証を持たない方**に、
北陸鉄道が販売するICa「シルバー定期」の
購入費の一部を助成します。

※北陸鉄道の鉄道全線、北鉄グループが運行する路線バス全線及び兼六園シャトルに限りです。



70歳以上の 免許証を 持たない方	通常 (1ヶ月)	7,200円	▶	(1ヶ月)	6,200円
	1,000円おトク! (1,000円/月 金沢市助成)				
70歳以上の 免許証を自主返納 された方*	通常 (1ヶ月)	7,200円	▶	(1ヶ月)	5,200円
	2,000円おトク! (2,000円/月 金沢市助成)				

免許返納日から1年以内の方

新規購入時には、いずれもデポジット(預り金)500円が必要です。

〈お申込み・お問い合わせ〉
金沢市交通政策課 TEL076-220-2038



北陸鉄道のICカード乗車券で、カードリーダー(読み取り装置)に**タッチするだけで、
運賃が精算**されます。

小銭の準備も不要になり、**パスケースに入れたまま**でも利用でき、傘や荷物をお持ちの
お客様にも乗降車時の負担減になります。

また**1枚のカードを繰り返し使用**できますので**環境保護**にもつながります。

Q1 この制度の目的は何ですか？

A1 運転免許証を持たない70歳以上の方のバスや電車の料金を軽減することにより、公共交通による外出を支援すると同時に、公共交通の利用促進を図ります。また、運転免許証の自主返納を促すことにより、高齢者の運転による交通事故を減らすことにもつながります。

Q2 どんな人を対象にしていますか？

A2 金沢市在住の70歳以上の運転免許証を持たない方を対象としています。免許証を自主返納された70歳以上の方には、免許返納日から1年間、2000円の購入助成、その他の70歳以上の方には、1000円の購入助成を行います。

Q3 自主返納とは？

A3 免許保持者が、道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取り消しを申請し、運転免許証を返納されることをいいます。

Q4 どんなバスや鉄道が対象になりますか？北陸鉄道の路線バスのほかは使用できますか？

A4 北陸鉄道の鉄道全線、北鉄グループが運行する路線バス全線及び兼六園シャトルが利用可能です。ただし、座席料が発生する特急・急行バス区間のほか、高速バス、定期観光バス、城下まち金沢周遊、ふらっとバス、臨時輸送バス等は対象外です(JR及びJRバス、まちバスも不可です)。

申請に必要なもの

年齢がわかる身分証明書（健康保険証、介護保険証など）

印鑑（代理申請の場合のみ）

本人が自署する場合は不要。代理申請の場合は、申請者の印鑑が必要

申請による運転免許の取消通知書 運転免許証を自主返納された方のみ

シルバー定期券購入費の一部助成に関する事務手続き

申請（年1回）

市役所（交通政策課・福祉と健康の総合窓口）、市民センター、福祉健康センターにて受付

必要事項を記入し、申請

郵送の場合

金沢市交通政策課へ郵送 ※身分証明書(写)、自主返納証明書(写)〈自主返納された方のみ〉を添付
【宛先】〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市交通政策課

確認後、交通政策課から申請者へ『助成券』を郵送

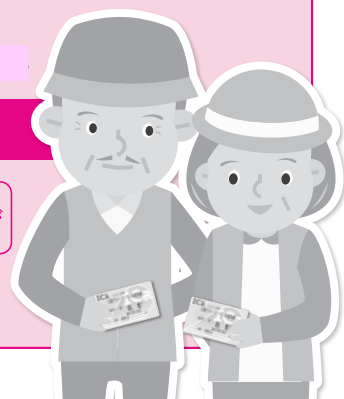
- ①70歳以上の運転免許証を持たない方 購入助成券(1,000円)
 - ②70歳以上の運転免許証を自主返納された方 購入助成券(2,000円)
- ※②については、返納日から1年間有効

『助成券』を北陸鉄道の窓口※に持参し、シルバー定期券を購入

- 上記①に該当する方 **6,200円** + 購入助成券(1,000円)
- ②に該当する方 **5,200円** + 購入助成券(2,000円)

新規購入時には、いずれもデポジット(預り金)500円が必要です。

※ 新規購入者の方は、身分証明書が必要です。



金沢市シルバー定期券購入費助成要綱

(平成26年3月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北陸鉄道株式会社（以下「北陸鉄道」という。）が発行するシルバー定期券（有効期間が1箇月であるシルバー定期券に限る。以下同じ。）の購入に係る費用に対する助成（以下「購入費助成」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転免許取消通知書 公安委員会が、運転免許証を自主返納したことを証する書面をいう。

(購入費助成の方法)

第3条 購入費助成の方法は、金沢市シルバー定期購入助成券（以下「助成券」という。）の交付により行う。

(助成券の交付を受けることができる者)

第4条 助成券の交付を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、かつ、運転免許を保有していない満70歳以上の者とする。

(購入費助成の額)

第5条 購入費助成の額は、自らが使用することができるシルバー定期券の購入1回につき1,000円とする。ただし、自主返納をした者については、当該自主返納をした日の属する月から起算して12箇月間に限り、当該自主返納をした者が使用することができるシルバー定期券の購入1回につき2,000円とする。

(助成券の交付)

第6条 助成券の交付を受けようとする者は、金沢市シルバー定期助成券交付申請書（様

式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。この場合において、自主返納をした者については、当該申請書に運転免許取消通知書の写しを添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成券を交付するものとする。

(助成券の交付を受けた者の負担金額)

第7条 助成券の交付を受けた者は、シルバー定期券を購入する場合は、助成券を北陸鉄道に提出し、シルバー定期券の販売金額から当該助成券に記載された購入費助成の額を減じた額を北陸鉄道に支払わなければならない。

(助成券の継続交付の申請)

第8条 助成券の交付を受けた者は、助成券の交付を受けた年度の翌年度において、引き続き、助成券の交付を受けようとする場合は、金沢市シルバー定期助成券継続交付申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(助成券の返還等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、助成券を返還させ、助成券に係る購入費助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 助成券の交付を受けた者が、第4条の規定に該当しないことが判明した場合

(2) 助成券の交付を受けた者が、当該助成券を他人に譲渡した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

金沢市シルバー定期助成券交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所 金沢市

（フリガナ）

氏 名

電 話 ー

北陸鉄道（株）が発行する「シルバー定期券」の助成券の交付を申請します。

対象助成券	1,000円助成	2,000円助成
生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日
運転免許証の 自主返納日	年 月 日	
署名欄 （個人情報の取扱いについて）	<p>私（申請者）は、現在、運転免許を保有していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、過去に運転免許を保有していました。</p> <p><input type="checkbox"/> 私（申請者）は、一度も運転免許を保有していません。</p> <p>なお、私（申請者）は、運転免許の保有及び住所等について、金沢市が関係機関等に確認することに同意します。</p> <p>【署名欄】 （氏名）</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p style="text-align: right;">【自署の場合は押印不要】</p>	

【確認方法】

【更新確認】※3月申請のみ

<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・介護保険証 ・高齢受給者証 ・身体障害者手帳 ・後期高齢保険者証 ・その他 <p>()</p>

<p>更新する</p> <p>更新しない</p>

【受付窓口】

【確認事項】

※交通政策課記入

<p>() 市民センター</p> <p>福祉と健康の総合窓口 ()</p> <p>() 福祉健康センター</p> <p>交通政策課</p>
--

<p>一連番号 ()</p> <p>助成券番号 ()</p> <p>交付枚数 (枚)</p> <p>交付年月日 ()</p>
--

